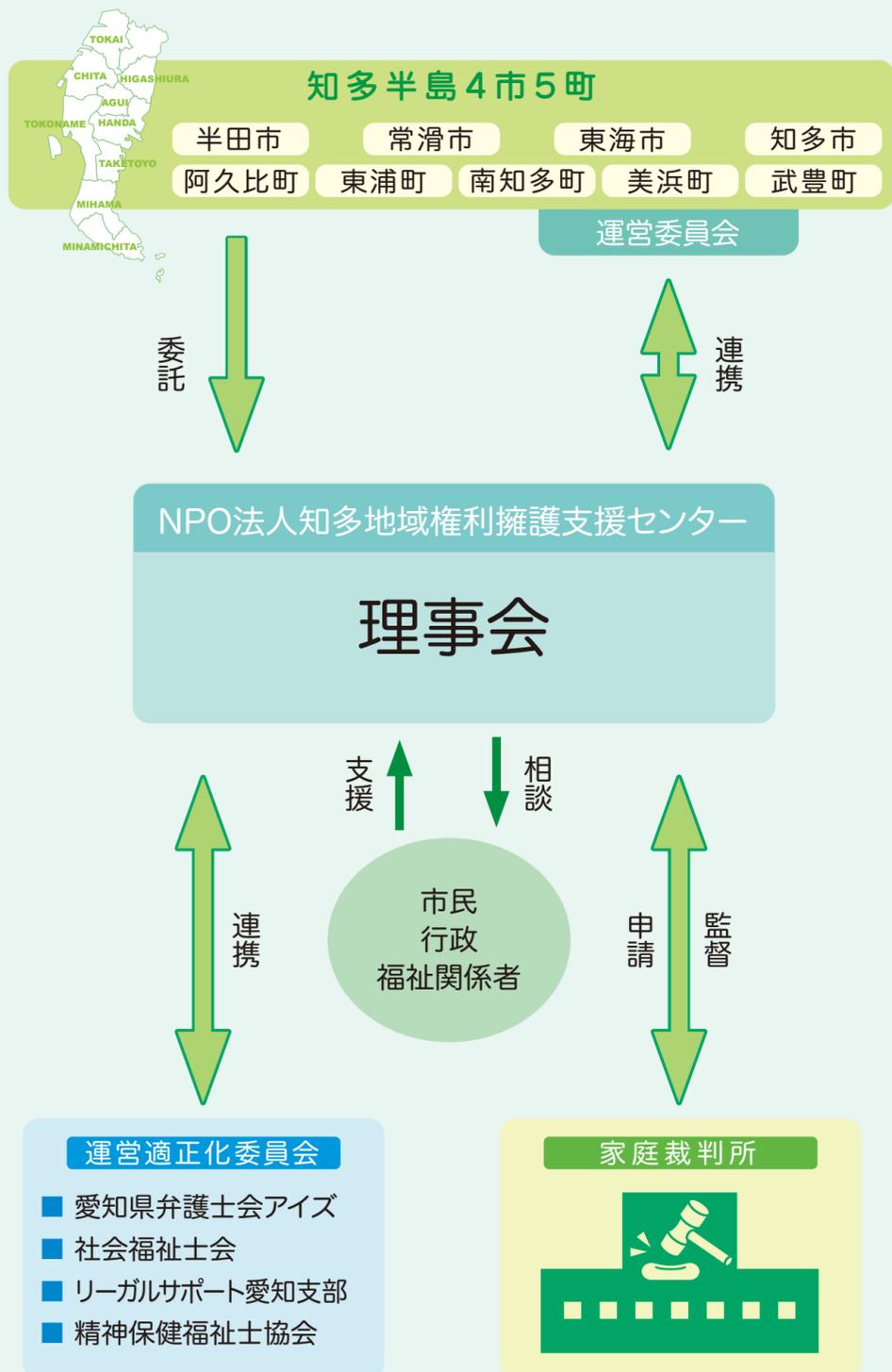


知多地域権利擁護支援センターの体制



ご相談受付電話番号

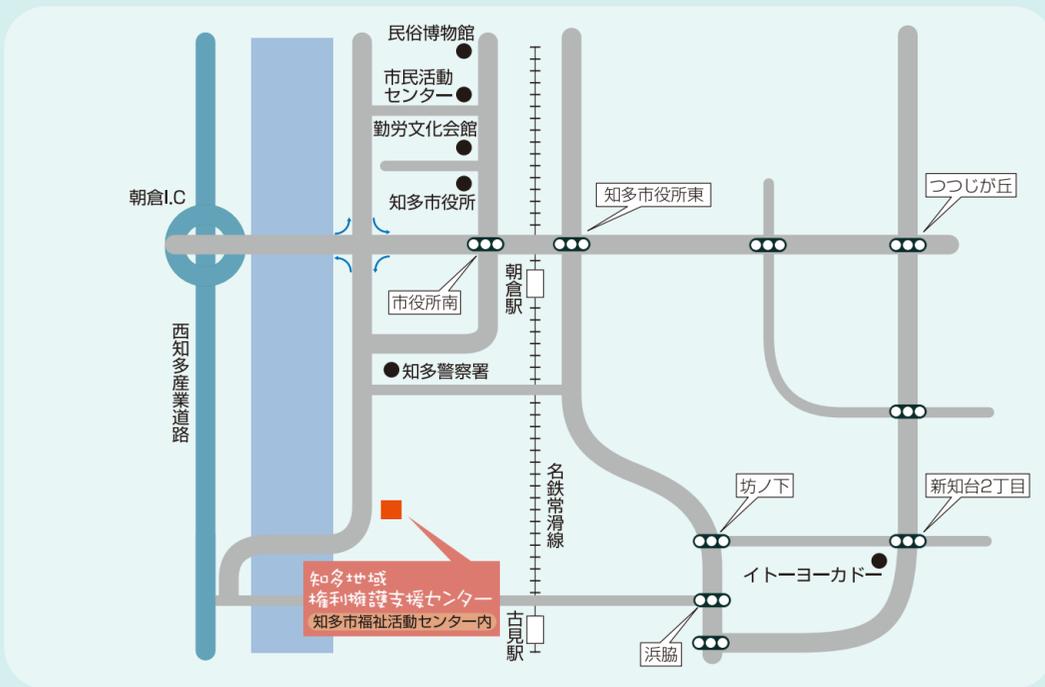
◆ 中核機関部門 (成年後見制度を含め、権利擁護に関する色々な相談について)

TEL.0562-39-3770
FAX.0562-39-3774

◆ 法人後見部門 (当法人が成年後見人等に就職している方に関して)

TEL.0562-39-2663
FAX.0562-39-2667

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始は休み)



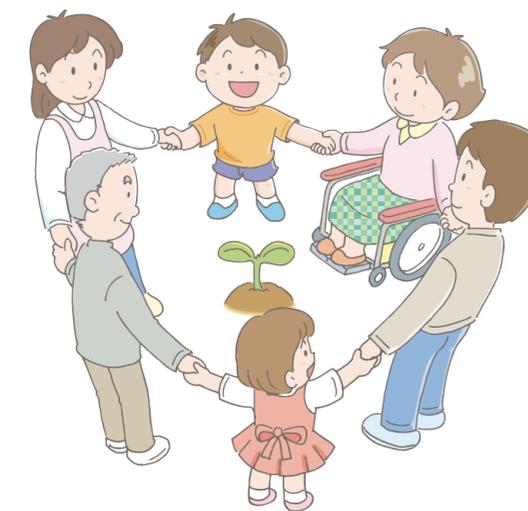
知多地域権利擁護支援センター

〒478-0047 愛知県知多市緑町32-6 知多市福祉活動センター内 (名鉄常滑線 朝倉駅下車徒歩5分)



特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター

～自分のことは自分で決める～
～住み慣れた地域で自分らしく生きていくことが
できるまちづくりを目指します～



<https://chita-kenri.or.jp>

法人理念

- 誰もが自分らしく生きることができるまちづくりをしよう。
- とにかく本人を第一に考えよう。
(本人と一緒に悩み、考え、ときには破たんともに歩む、見捨てない)
- 自分自身も幸せであろう。職員も含めたひとりひとりの幸せを大切にしよう。
- 私たちは地域生活のプロであろう。

知多半島内における、権利擁護支援体制構築のあゆみ

2003年 9月	「親亡き後の障害の子どもの生活を見守ってほしい」と知多半島内NPO代表より、特定非営利活動法人地域福祉サポートちたへ相談が持ち込まれる。
2004年 7月	特定非営利活動法人サポートちたが法人で成年後見人受任 (知多半島での法人受任第1号)
2007年 3月	知多半島内5市5町の行政担当者と、先進事例見学バスツアーを実施。 (成年後見センター立ち上げのための予算化)
2008年 1月	特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター設立
2008年 4月	知多半島5市5町による「成年後見利用促進事業の実施に関する協定書」締結 →行政による委託の体制が整備され、成年後見業務を開始。
2016年	成年後見制度の利用の促進に関する法律 制定
2020年 3月	第1期 知多地域成年後見制度利用促進計画 策定
2022年 4月	特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センターへ名称変更 →知多半島内4市5町(半田市、常滑市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)からの委託へ変更。

特徴

- 知多半島4市5町(半田市、常滑市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)の行政から委託をうけているため、相談料は無料です。
- 成年後見制度を利用したい方に対しての、セーフティーネット機能を果たしています。そのため、困難な事例や低所得の方の成年後見人等としての活動もしています。
- 権利擁護支援の中核機関として、専門的な相談をお受けしたり、地域連携ネットワークの整備にむけた活動をしています。
- 組織独自に運営適正化委員会を設置し、適正な後見業務が行われるようにしています。

活動内容

1.中核機関

成年後見制度に関する相談、後見人等支援、弁護士・司法書士などへのケース紹介、地域連携ネットワーク整備、権利擁護支援に関する専門相談(虐待、差別、身寄り問題、成年後見人等受任候補者の推薦など)

2.普及啓発

- (1) 一般市民を対象とした、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成
- (2) 権利擁護支援に関連した研修の開催
- (3) 行政や各種福祉事業者向けの専門研修の開催

3.法人後見

多問題家族、虐待、生活困窮者世帯などの処遇困難者を対象とした受任。

成年後見制度とは

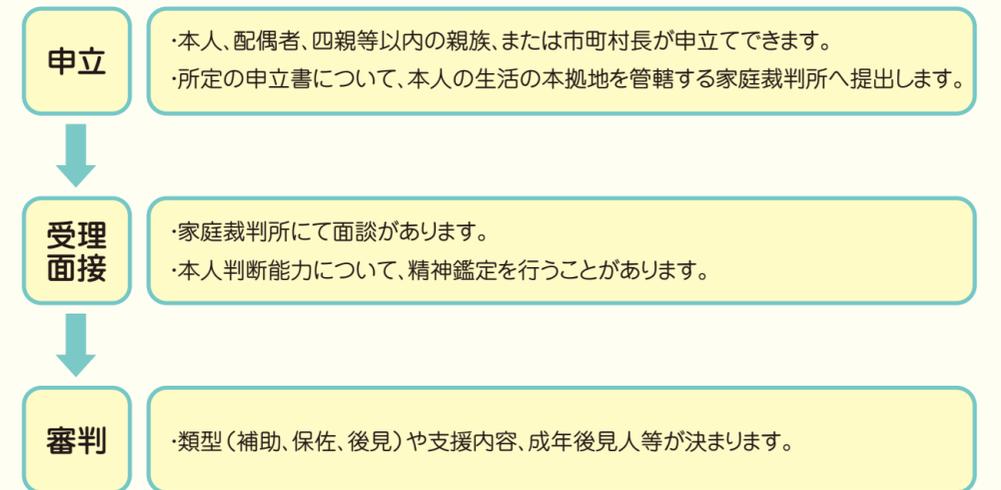
認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない状態におかれたかたが、権利侵害や消費者被害に遭ったり、人間としての尊厳が損なわれりすることがないように、保護・支援する仕組みです。

大きく分けると2つの制度があります。

1.法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に申立てて後見人等の選任をする制度です。本人の判断能力の状態によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。本人を支援する人をそれぞれ「補助人」「保佐人」「成年後見人」と呼びます。

●●●● 申立から成年後見制度利用開始までの流れ ●●●●



2.任意後見制度

判断能力に問題のない人が、将来判断能力が不十分になった場合にそなえて「誰に何を支援してもらうのか」を公正証書によりあらかじめ決定し、判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所で任意後見監督人を選任してもらい、依頼した後見事務をしてもらうという制度です。